

法人税法

本試験問題

【第一問】問1 (3) イロ

内国法人である株式会社A（年1回3月末決算法人で、設立以来その発行済株式の全てがXに保有されている。以下「A社」という。）は、国内に有する自社の土地（帳簿価額30,000,000円、時価100,000,000円）について、当期（令和8年4月1日～令和9年3月31日）中に「他の者」に対価40,000,000円で譲渡を行い、直ちに「他の者」に引き渡した（以下「本件譲渡」という。）。本件譲渡について、次の【事実関係】を前提として、以下の(1)～(3)の間に答えなさい。

なお、【事実関係】以外の事項を考慮する必要はなく、また、(2)(3)の解答に当たっては、先行する問の解答と同じ税務上の処理や法的な理由となる部分がある場合には、その旨を記載するなど、簡潔に記載することで差し支えない。

【事実関係】

- ① 本件譲渡において、土地の時価と対価との差額部分には、実質的にみて対価がなく、その時価に比して対価が低額であることについて経済的な合理性はない。また、本件譲渡は、「他の者」に対する接待、供応、慰安又は贈答の目的や、A社の広告宣伝の目的で行われたものでもない。
- ② A社は、本件譲渡について、適正に経理処理を行っており、事実の隠蔽や偽装による経理は行っていない。

- (3) 「他の者」が次のイ又はロに掲げる個人である場合におけるA社の本件譲渡に係る当期の所得の金額の計算に関する税務上の処理について、その法的な理由を付して答えなさい。

なお、本件譲渡は、イ及びロのいずれについても退職給与の支給に該当しないことを前提とする。

イ A社の専務取締役a

なお、A社の定時株主総会など所定の手続を経て決定されたaの役員給与は、年額36,000,000円で、毎月3,000,000円の同額にて銀行振込により支払われており、法人税法上の損金算入要件を満たしている。

ロ aの配偶者であるA社の経理担当の使用人b

なお、A社の全ての使用人に等しく適用される就業規則に基づき、A社とbとの間で締結された雇用契約の定めに従って、3,600,000円（毎月300,000円）が銀行振込により支払われている。

【第二問】問1 【資料1】

- (1) 前期に損金経理した未払法人税等11,894,600円については、当期の納付に際して全額取り崩した。内訳は、法人税及び地方法人税7,780,900円、住民税1,095,700円、事業税3,018,000円である。
- (2) 当期の確定申告において納付することとなる法人税・地方法人税・防衛特別法人税の合計額21,855,300円並びに住民税1,842,700円及び事業税8,227,400円の見込額については、未払法人税等として損金経理した。
- (3) 中間申告に係る法人税及び地方法人税5,662,500円、住民税677,800円、事業税3,635,000円については、当期の踏用として損金経理した。
- (4) 当社が当期に損金経理した租税公課には、次のものが含まれている。
- | | |
|------------------------------|------------|
| ① 固定資産税（延滞金2,700円を含む。） | 4,201,200円 |
| ② 役員の業務中における駐車違反の反則金 | 12,000円 |
| ③ 登録免許税（令和9年2月に取得した土地に係るもの。） | 3,414,200円 |
- ④ 未払計上した不動産取得税（③に係るもので、納税通知書の通知日は令和9年4月12日である。） 2,560,600円

TAC予想問題

●実力実力完成答練 第3回【第一問】問1 設問2 (2)

設問2 内国法人である甲株式会社（資本金1億円。3月末決算法人。以下「甲社」という。）の当期（令和8年4月1日～令和9年3月31日）の株主の状況及び甲社が当期に費用処理した給与のうち、検討を要するものは次のとおりである。なお、給与等支給額は毎月所定の時期に同額を金銭で支給している。この場合において、次の(1)及び(2)の間に答えなさい。

氏名	当期末所有株式数	留意点
A氏	30,000株	代表取締役社長
B氏	7,200株	常務取締役、A氏の長男
C氏	【前提1】6,600株 【前提2】4,800株	取締役人部部長。A氏及びB氏と特殊な関係はない。使用人としての職制上の地位を有し、常時使用人職務に従事している。
D氏	5,400株	経理部長、C氏の妻。甲社の経営に従事している。
E氏	600株	非常勤取締役、C氏の弟
F氏	12,000株	専務取締役、上記の各者と特殊な関係はない。
少数株主	【前提1】58,200株 【前提2】60,000株	上記の各者と特殊な関係にある者はいない。また、各株主の保有割合は1%以下である。
合計	120,000株	

氏名	給与等支給額（うち使用人分）	職務内容からした相当額
C氏	14,850,000円（5,940,000円）	13,200,000円
D氏	9,240,000円（9,240,000円）	8,250,000円

- (1) 甲社の株主の状況が【前提1】の場合において、次の①～③に答えなさい。

- ① 甲社が同族会社に該当するかを、その法的根拠を付して簡潔に説明しなさい。
- ② C氏が使用人兼務役員に該当するかを、その法的根拠を付して簡潔に説明しなさい。
- ③ C氏に対する給与について、当期の損金の額に算入されない金額を、答案用紙に従って説明しなさい。

- (2) 甲社の株主の状況が【前提2】の場合において、次の①及び②に答えなさい。なお、同族会社の判定、役員及び使用人兼務役員の判定については説明不要である。

- ① C氏に対する給与について、当期の損金の額に算入されない金額を、答案用紙に従って説明しなさい。
- ② D氏に対する給与について、当期の損金の額に算入されない金額を、その法的根拠を付して簡潔に説明しなさい。

●実力実力完成答練 第4回【第二問】【資料3】(1)(2)(3)

【資料3】租税公課等に関する事項

- (1) 当期の損益計算書における「租税公課」勘定には、次のものが含まれている。

- | | |
|--------------------------|------------|
| ① 固定資産税及び都市計画税 | 6,500,000円 |
| ② 固定資産税等の納付が遅延したことによる延滞金 | 45,400円 |
| ③ 印紙税 | 300,000円 |
| ④ 甲社役員が業務中に犯した交通違反に係る反則金 | 35,000円 |

- (2) 当期の損益計算書における「法人税、住民税及び事業税」勘定の金額は次のとおりである。

- | | |
|----------------------------|--------------------------------|
| ① 当期中間申告分の法人税、住民税及び事業税 | 25,638,700円 |
| イ 法人税 | 15,985,700円（うち地方法人税1,492,700円） |
| ロ 住民税 | 3,288,000円 |
| ハ 事業税 | 6,365,000円 |
| ② 当期確定申告分の法人税、住民税及び事業税の見込額 | 36,850,000円 |

- (3) 当期における納税充当金の異動状況は次のとおりである。なお、法人税には地方法人税が含まれている（以下同じ）。

当期首現在額	期中減少額	期中増加額	当期末現在額
30,705,000円	56,343,700円	62,488,700円	36,850,000円

- ① 「当期首現在額」の金額は、前期末に前期確定申告分の法人税、住民税及び事業税に係る税額を計上したものである。
- ② 「期中減少額」の金額は、前期確定申告分及び当期中間申告分の法人税、住民税及び事業税を納付した際に取り崩したものである。
- ③ 「期中増加額」の金額は、当期において当期中間申告分及び当期確定申告分の法人税、住民税及び事業税に係る税額をそれぞれ損金経理により引き当てたものである。

【第二問】問1【資料2】(2)(3)

当社の当期における減価償却資産（貸付けの用に供されたものではない。）に関する事項は次のとおりであり、これらの償却方法の選定について、何ら届出を行っていない。

種類	取得価額	期首帳簿価額	当期償却額	法定耐用年数
機械装置A	28,000,000円	1円	—	10年
器具備品B	3,000,000円	—	3,000,000円	15年
器具備品C	350,000円	—	350,000円	4年

(1) 機械装置Aは、平成27年2月に事業の用に供したものであるが、令和8年8月に補修整備を行い、同年10月より再び事業の用に供した。この補修整備に要した費用2,000,000円については、当期の費用として損金経理している。なお、この補修整備は価値を高めるものではなく、耐久性を増すものには該当しない。

(2) 器具備品Bは、令和9年3月に購入した24台分のキャビネット（1台当たり125,000円）である。当社は、取得後直ちにこれらの全台を事業の用に供した。

(3) 器具備品Cは、令和9年3月に取得した新品のパソコン1台であり、当社は、取得後直ちに事業の用に供した。なお、設置費用25,000円については、当期の費用として損金経理した。

◆平成24年4月1日以後に取得された減価償却資産の定率法の償却率等

法定耐用年数	4年	10年	15年
償却率	0.500	0.200	0.133
改定償却率	1.000	0.250	0.143
保証率	0.12499	0.06552	0.04565

【第二問】問1【資料3】(1)(2)

(1) 当社が当期において収受した配当等については次のとおりであり、当社は、配当等の額については当期の収益に計上し、源泉徴収税額については当期の費用として損金経理した。なお、次の株式は、全て内国法人に係るものであり、配当等に係る基準日は、それぞれ配当等の計算期間の末日である。

	計算期間	配当等の額	源泉徴収税額
D社株式	令和7年4月1日～令和8年3月31日	20,000,000円	0円
E社株式	令和7年5月1日～令和8年4月30日	3,800,000円	581,970円
F社株式	令和7年4月1日～令和8年3月31日	1,200,000円	0円

① D社の発行済株式数の100%を、D社の設立以来、継続して保有している。

② E社の発行済株式数の総数は500,000株であり、当社の取得状況は次のとおりである。

④	令和7年4月15日	5,000株購入
⑤	令和8年4月10日	3,000株購入
⑥	令和8年6月12日	2,000株譲渡

③ F社の発行済株式数の総数は100,000株であり、当社の取得状況は次のとおりである。

④	令和6年1月15日	30,000株購入
⑤	令和8年2月10日	10,000株購入

(2) 当社は、内国法人であるG社の発行済株式を数年前より所有していたが、令和8年9月にG社から資本剰余金を原資とする10,800,000円（源泉徴収税額0円）の配当の支払を受け、同額をG社株式の帳簿価額から減額した。なお、G社の払戻しに関する資料は次のとおりである。

①	G社の払戻し直前の発行済株式数の総数	50,000株
②	G社の払戻し直前の資本金等の額	120,000,000円
③	G社の減少した資本剰余金の額	30,000,000円
④	G社の前事業年度末の簿価純資産価額	180,000,000円
⑤	当社が所有するG社の発行済株式数	18,000株
⑥	当社が所有するG社株式の払戻し直前の帳簿価額	54,000,000円

(3) 当期に支払った支払利等の金額は次のとおりである。

①	借入金の利子	4,452,300円
②	売上割引料	1,659,000円
③	手形売却損	250,000円

●全国公開模試【第二問】【資料2】(1)(2)

◆平成24年4月1日以後に取得された減価償却資産の償却率表

耐用年数	4年	5年	6年	10年
定額法償却率	0.250	0.200	0.167	0.100
償却率	0.500	0.400	0.333	0.200
改定償却率	1.000	0.500	0.334	0.250
保証率	0.12499	0.10800	0.09911	0.0552

【資料2】少額減価償却資産に関する資料

(1) 当社が当期に取得した、金額が僅少な新品の減価償却資産は次のとおりである。

資産	取得価額	当期償却額	期末帳簿価額	法定耐用年数	事業供用年月日
器具備品C	280,000円	280,000円	0円	5年	令和8年7月6日
器具備品D	350,000円	116,550円	233,450円	6年	令和9年1月12日

(2) 器具備品C及び器具備品Dは貸付けの用に供するものではない。また、当社は当期にこの資料にある資産の他、新たに少額減価償却資産を取得していない。

(3) 当社の減価償却の償却方法及び減価償却資産の償却率表は【資料1】を参照すること。

●直前対策講義補助問題 第4回 問5【資料5】(1)(2)

【資料5】受取配当等に関する事項

(1) 当期中に内国法人から支払いを受けた利子及び配当等の額は次のとおりである。甲社では源泉所得税等を控除した後の手取額を収益に計上している。

区分	内容	計算期間	配当等の収入額	源泉徴収税額
L社株式	期末配当	令和7.4.1～令和8.3.31日	2,400,000円	—
M証券投資信託	収益分配金	令和8.1.1～令和8.12.31日	250,000円	51,050円
銀行預金	預金利息	—	118,000円	18,071円

(注1) L社株式の期末配当は、定時株主総会の決議による配当であり、その基準日を令和8年3月31日、配当の効力発生日を令和8年5月28日としている。

L社株式の発行法人である内国法人L社の発行済株式総数は300,000株であり、甲社はL社株式を令和5年5月1日に初めて取得し、以後の取得等の状況は次のとおりである。

①	令和5年5月1日に取得した株式数	60,000株（一株当たり285円で取得）
②	令和5年9月10日に取得した株式数	50,000株（一株当たり296円で取得）
③	令和8年2月16日に取得した株式数	10,000株（一株当たり302円で取得）
④	令和8年5月27日に譲渡した株式数	25,000株（一株当たり310円で譲渡）
⑤	令和9年3月31日現在の所有株式数	95,000株

なお、甲社は、上記④の譲渡原価を一株当たり291円で計算し、譲渡対価との差額を利益に計上している。

(注2) M証券投資信託は甲社が数年前から所有しているものであり、租税特別措置法第3条の2に規定する特定株式投資信託に該当する（外国株価指数連動型特定株式投資信託に該当するものではない。）。

(2) 上記のほか、令和8年11月30日、甲社が数年前から所有するN社株式について、資本剰余金を原資とする配当として、624,417円（源泉所得税125,583円を控除した後の金額）の金銭の交付を受けた。

N社株式の発行法人である内国法人N社についての資料は次のとおりである。

①	配当直前の資本金等の額	150,000,000円（うち資本金の額100,000,000円）
②	発行済株式総数	8,000,000株
③	前期末純資産帳簿価額	845,000,000円
④	この配当により交付した金銭の額	15,000,000円
⑤	現金交付額12,488,340円及び源泉所得税2,511,660円の合計額15,000,000円をその他資本剰余金から減額する処理を行っている。	

甲社は交付を受けた金銭624,417円を全額収益に計上しており、所有するN社株式の帳簿価額34,500,000円（400,000株）は変動していない。

〔第二問〕問1【資料4】(1)(2)(5)

- (1) 当社の当期末の貸借対照表に計上されている債権等については、次のとおりである。
- | | |
|----------|--------------|
| ① 売掛金 | 759,353,000円 |
| ② 電子記録債権 | 145,750,000円 |
| ③ 未収入金 | 4,008,000円 |
| ④ 貸付金 | 36,000,000円 |
| ⑤ 保証金 | 3,800,000円 |
- (2) 貸付金は全てH社に対するものである。H社は、令和8年3月10日に再生計画認可の決定を受け、当社の有していた貸付金50,000,000円について次の事項が決定した。なお、この貸付金にはH社所有の土地（時価12,000,000円）が担保に供されている。当社は、前期の決算において切り捨てられた金額を貸倒損失として損金経理するとともに、弁済の見込みがないと認められる部分の金額を貸倒引当金勘定に繰り入れた。また、今期の決算においても同様に貸倒引当金勘定に繰り入れている。
- ① 当社の有する貸付金50,000,000円のうち、8,000,000円を切り捨てる。
- ② 貸付金のうち12,000,000円は令和15年3月末までたな上げずる。
- ③ 残額の30,000,000円は、弁済回数10回の年賦により均等弁済で支払う。
- ④ 第1回目の支払日は令和8年5月末日とし、以後毎年3月末に3,000,000円を支払う。
- (3) (1)の債権等の中には関係会社（【資料3】参照）に対するものが含まれている。なお、関係会社の債権債務については、D社に対しては、売掛金65,333,000円及び買掛金776,225円があり、F社に対しては、電子記録債権750,000円及び電子記録債務9,952,000円がある。
- (4) I社に対する電子記録債権について、令和9年3月の支払期日に支払が行われず、同年4月に金融機関からI社に係る支払不能通知を受けた。このため、当社はI社に対して支払請求を行うとともに、I社に対する損失の見込額を貸倒引当金勘定に繰り入れた。なお、当社が当期末に有するI社に対する債権について電子記録債権3,950,000円があり、債務について買掛金420,000円及び預り保証金2,000,000円がある。
- (5) 未収入金の内訳は、次のとおりである。
- | | |
|---|------------|
| ① 未収地代（借地人から受け入れた敷金1,000,000円がある。） | 3,500,000円 |
| ② 仕入れの割戻し（当該取引先に係る期末買掛金残高は290,000円である。） | 358,000円 |
| ③ 社債の未収利子 | 150,000円 |
- (6) このほか、令和8年3月を最終取引日とするJ社に対する売掛金130,000円について、督促を行っていたが回収できなかった。J社は遠方にあり、取立てに要する費用は当該売掛金の額を上回ると見込まれることから、当社は、当該売掛金の全額を当期の決算において貸倒損失として損金経理した。

〔第二問〕問1【資料5】①⑤

- 接待交際費として損金経理した金額は12,300,000円であり、その内訳は次のとおりである。
- | | |
|---|------------|
| ① 自社製食品詰合せ（単価2,500円）の中元・歳暮の贈答費用 | 1,300,000円 |
| ② 特約店に対する見本品の提供費用 | 800,000円 |
| ③ 令和8年5月に特約販売店に対して寄贈した当社名入りの冷蔵庫（法定耐用年数6年） | 750,000円 |
| ④ D社（【資料3】参照）役員との会議後の懇親会費（参加者15名） | 150,000円 |
| ⑤ 当期に取得した土地に係る地権者を接待した飲食費（参加者4名） | 500,000円 |
| ⑥ 租税特別措置法第61条の4第6項に規定する接待飲食費 | 8,800,000円 |

〔第二問〕問2(1)

- (1) 当社は、オフィスのワンフロアを賃借するため、令和9年1月21日に甲社と賃貸借契約を締結した。契約期間は3年間（令和9年3月1日～令和12年2月28日）であり、1月あたりの家賃は1,000,000円である。当社は、契約時に権利金1,000,000円及び1年分の家賃12,000,000円の合計額を一括で支払っている。なお、この契約の更新時には権利金の支払いを要する。

●直前対策講義補助問題 第1回 問4【資料4】(1)(2)

【資料4】

- (1) 当社の当期末の貸借対照表の資産の部に計上されている債権等は次のとおりである。
- | | |
|---------|-------------|
| ① 売掛金 | 92,000,000円 |
| ② 短期貸付金 | 11,440,000円 |
| ③ 未収入金 | 400,000円 |
- (2) 上記(1)の各債権のうち、特に留意すべきものは次のとおりである。
- ① 売掛金には内国法人E社に対するものが含まれているが、その詳細は次のとおりである。
- イ E社は令和8年5月に民事再生法による再生手続き開始の申し立てを行い、令和9年1月に同法による再生計画認可の決定が行われた。
- ロ 当社は上記イの手続き開始の申し立てが行われた令和8年5月時点でE社に対して8,500,000円の売掛金を有していたが、当該決定により、当社の有する債権のうち40%は切り捨てられ、残り60%は10回にわたる均等の賦払いとし、令和9年2月25日を第1回目として毎年2月25日に支払われることとなった。なお、第1回目の賦払金510,000円は計画どおり入金され、同額の売掛金を減額している。
- ハ 当社は当該E社に対する売掛金について、切り捨てられた部分の金額3,110,000円につき貸倒損失に計上するとともに、賦払弁済部分につき個別貸倒引当金として4,590,000円を損金経理により繰り入れている。
- ② 短期貸付金の内訳は次のとおりである。なお、いずれも利息の計算は適正に行われている。
- イ 短期貸付金のうち5,000,000円はB社（上記【資料1】参照）に対して令和8年12月に貸し付けたものである。当社は当期末においてB社に対する買掛金が3,000,000円ある。
- ロ 短期貸付金のうち2,000,000円は取引先の役員であるF氏に対して令和8年5月に貸し付けたものであり、当該貸付金につき、F氏の友人であるG氏の個人保証が付されている。
- ハ 短期貸付金のうち生440,000円は外国法人C社（上記【資料3】参照）に対して令和8年10月1日に30,000ドルを貸し付けたものであり、同日の為替レートである1ドル148円で円換算が行われている。なお、当該短期貸付金の返済期限は令和9年9月30日である。
- 当社は外貨建資産等の期末換算方法に関する選定及び届出は行っており、令和9年3月31日の為替レートは1ドル140円である。
- ③ 未収入金の内訳は次のとおりである。
- | | |
|-------------------------------------|----------|
| イ 仕入割戻しに係る未収入金 | 100,000円 |
| ロ 当社が所有し、内国法人H社に対して賃貸している駐車場に係る未収賃料 | 300,000円 |
- なお、H社からは賃貸借契約時に保証金として150,000円を預かっている。
- (3) 当社は令和5年2月に売掛金に係る貸倒損失1,200,000円が生じて以来、当期首までの間に貸倒損失は生じていない。

●実力完成答練 第6回 〔第二問〕問1【資料3】(2)(3)

- 〔資料3〕交際費等に関する事項
- 当期の損益計算書に計上されている交際費勘定の金額は8,950,000円であり、その中には次のものが含まれている。なお、下記以外のものについては租税特別措置法第61条の4に規定する交際費等に該当するものである。
- (1) 令和8年4月1日に支出した金額80,000円
- …甲社従業員が令和8年3月31日に得意先担当者を飲食店で接待した金額（一人当たりの金額20,000円）を翌日精算したものであり、前期に適正に申告調整されている。
- (2) 令和8年7月1日に支出した金額 300,000円
- …得意先に対してお中元を贈答するために要した金額である。
- (3) 令和8年9月10日に支出した金額 1,000,000円
- …甲社は当期の9月に国内にある土地を50,000,000円で取得したが、当該土地を取得するため、地主を旅行に招待した際に支出した費用である。なお、土地の取得に当たり、仲介手数料として支払った金額1,500,000円を支払手数料として費用に計上している。
- (4) 令和8年12月20日に支出した金額 45,000円
- …甲社の従業員が令和8年12月20日に得意先の担当者を飲食店で接待した費用（一人当たり金額7,500円）である。
- (5) 上記のほか、取引先との飲食に要した費用で一人当たり10,000円を超えるものの合計額が2,120,000円含まれている。

●直前対策講義補助問題 第9回 問6【資料6】(4)

- (4) 甲社では、本社事務所の賃借に当たり、当期の7月に権利金として5,000,000円を支払い、賃借料として経理している。なお、賃借期間は3年で、更新時には追加して支払うこととなっている。

〔第二問〕問 2 (2) (3)

- (2) 当社は、アパートの1室について従業員の社宅として利用するため、令和8年6月2日に乙社と賃貸借契約を締結した。契約期間は3年間（令和8年7月1日～令和11年6月30日）であり、中途解約はできない。また、契約期間の開始日から3か月分の家賃を無償とするフリーレント期間が定められており、月額家賃は122,400円（賃料総額4,039,200円）である。当社は、契約に基づき令和8年9月10日に翌月分の家賃を支払い、以後毎月10日に翌月分の家賃を支払っている。
- (3) 当社は、新たに営業所を開設するため、令和8年7月10日に丙社と賃貸借契約を締結した。契約期間は2年間（令和8年9月1日～令和10年8月31日）であり、中途解約はできない。また、契約期間の開始日から6か月分の家賃を無償とするフリーレント期間が定められており、月額家賃は360,000円（賃料総額6,480,000円）である。当社は、契約に基づき令和9年2月20日に翌月分の家賃を支払い、以後毎月20日に翌月分の家賃を支払っている。

●直前予想答練 第2回〔第二問〕問 4 【資料 5】(4)

(4) 支払賃借料

当社は令和9年2月1日から2年間の契約で倉庫用建物の賃貸借契約を締結した。

月額賃料は180,000円であるが、契約開始から2ヵ月間の賃料は無償であるため、2年間の賃料総額は3,960,000円である。

当社は令和9年3月31日に初回の賃料（令和9年4月分の賃料）を支払い、支払賃借料として費用に計上しており、以後も同様に、対象月の前月末に賃料を支払い、費用処理することとしている。